

新型コロナウイルス感染症の影響による 法人県民税・事業税の申告・納付等の期限の延長について

平素は県税の適正な申告・納付にご理解ご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、下記のような理由があり、申告書や決算書類などの申告・納付等の手続きに必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合は、「県税に係る期限延長申請書」を管轄する県税事務所に提出してください。（提出期限は延長申請理由のやんだ日から2月以内となります。）

延長できる理由の例

- ・法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染した。
- ・税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染した。
- ・感染拡大防止のため企業の勸奨により在宅勤務等をしている方がいることにより、通常の業務体制が維持できない。
- ・取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告ができない。
- ・感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じた。

電子申告利用の場合

電子申告を利用されている場合も、「県税に係る期限延長申請書」または「新型コロナウイルスの感染症の影響等に伴う申告・納付期限の延長について（eLTAX様式）」を申告書に添付のうえ、管轄する県税事務所にeLTAXにて提出してください。

押印の廃止

令和3年4月1日より、地方税法施行規則で規定する様式（全国共通の様式）及び、同年5月1日より、県税関係手続における様式（三重県の様式）の押印の見直しがなされており、ほとんどの県税関係手続（申告・申請・届出等）の押印が廃止されています。

このことにより、上記「県税に係る期限延長申請書」への押印も不要となっています。

このお知らせ内容の詳細や「県税に係る期限延長申請書」様式については、
三重県のホームページ（ [法人二税 三重県](#) ）をご確認ください。